電波利用の適正化のための広報に関する事項	ＡＴＧ	電波利用の適正化のための広報に関する事項	ＡＴＧ
ニュースの取材及び速報に関する事項	ＮＰＷ	ニュースの取材及び速報に関する事項	ＮＰＷ
地震又は火山噴火予知観測に関する事項	ＳＥＥ	地震又は火山噴火予知観測に関する事項	ＳＥＥ
気象・動体の観測データの伝送に関する事項	ＯＴＴ	気象・動体の観測データの伝送に関する事項	ＯＴＴ
自動車の教習に関する事項	ＥＤＴ	自動車の教習に関する事項	ＥＤＴ
音響に関する事項	ＯＴＯ	音響に関する事項	ＯＴＯ
核原料物質及び原子炉の規制に関する法律の通報に関する事項	ＡＴＯ	原子力関係業務に関する事項	ＡＴＯ
核燃料事業に関する事項	ＫＧＳ		
原子力施設の安全対策に関する事項	ＫＧＴ		
ロケット打上情報周知に関する事項	ＳＰＡ	宇宙開発に関する事項	ＳＰＡ
ロケット実験に伴う警備上の連絡に関する事項	ＳＰＣ		
作業連絡に関する事項（当該通信事項に係る目的が宇宙開発用であるものに限る。）	ＯＴＡ		
宇宙実験に関する事項	ＳＥＳ		
技術試験に関する事項	ＳＥＭ		
地域振興に関する事項	ＬＡＯ	地域振興に関する事項	ＬＡＯ
本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項	ＴＫＫ	本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項	ＴＫＫ
右以外のもの		一般業務用通信に関する事項	ＧＥＮ

5　この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている無線局の目的であって、次の表の上欄に掲げるものの無線局は、同表の下欄に掲げる通信事項を持つものとする。

無線局の目的	通信事項
電気通信業務用（一般放送利用を含む。）	電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項
電気通信業務用（一般放送用のフィーダリンクを含む。）	電気通信業務（一般放送利用のフィーダリンクを含む。）に関する事項
電気通信業務用（エリア放送利用）	電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項

警察用	警察事務に関する事項
海上保安用	海上保安事務に関する事項
航空保安用	航空保安事務に関する事項
防衛用	防衛に関する事項
治安維持対策用	治安維持対策に関する事項
気象用（当該無線局の通信事項が気象警報に関する事項であるものを除く。）	気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）
防災対策用	防災対策に関する事項
水防用	水防事務に関する事項
水防道路用（当該無線局の通信事項が災害対策・水防に関する事項であるものを除く。）	水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）
防災行政用	防災行政事務に関する事項
消防用	消防事務に関する事項
放流警報用	放流警報又は霧警報に関する事項
霧警報用	
公害対策用	公害対策に関する事項
土地改良事業用	土地改良事業に関する事項
道路交通情報通信用	道路交通情報通信に関する事項
高度道路交通システム用	安全運転支援に関する事項
道路管理用	道路管理に関する事項
電気事業用	電気事業に関する事項
ガス事業用	ガス事業に関する事項
水資源開発用	水資源開発に関する事項
上下水道事業用	上下水道事業に関する事項
熱供給事業用	熱供給事業に関する事項
標準周波数用	標準周波数及び標準時の通報
鉄道軌道事業用（当該無線局の通信事項が列車防護警報に関する事項であるものを除く。）	鉄道・軌道の貸客車の安全運行に関する事項
山岳遭難対策用	山岳遭難防止及び救助に関する事項
有線テレビジョン放送事業用	有線テレビジョン放送事業に関する事項
救難用	海難救助に関する事項